

法適用における所得区分 事例 事例

平成 20 年 2 月 9 日
弁護士 遠藤 雄司

1、所得税法は、「利子所得」や「配当所得」等の所得類型を規定し、所得とは、何かについては定義・規定がありません。従って、所得概念自体が租税法律主義の要請を満たしていないと言える。

所得概念については、純資産増加税と言われる包括的所得概念の考え方と、所得源泉税と言われる制限的所得概念の考え方がある。両者のもっとも大きな違いには、資産を譲渡したときに譲渡益に課税するかどうかです。

わが国の所得税法は、純資産増加税的立場であります。

2、所得は、所得税法がその源泉やその態様に応じて、勤労性の有無を1つの基準に、他方で継続性の有無を加味して10種類の所得に分類し、各種所得について定義規定をおいている。この中で1番の不労性の所得は利子・配当・不動産の順です。

所得税法による所得の10種類分類

利子所得	23条	銀行から受け取る利息は、利子所得として既に20%課税されている
配当所得	24条	一度法人税が課税された後の所得
不動産所得	26条	不動産・その上の権利・船舶・航空機の貸付
事業所得	27条	農業・漁業・製造業・卸売業・小売業・サービス業・その他の事業で、政令で定めるものから生ずる所得
給与所得	28条	俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係わる所得
退職所得	30条	
山林所得	32条	
譲渡所得	33条	
一時所得	34条	
雑所得	35条	

尚、これらの所得型は、租税の公平の観点から担税力等の相違に応じた課税方法を定めたもので、いずれの所得の種類に該当するかによって、計算方法、実際の負担に違いが生じることになる。しかし、各所得の定義自体が抽象的・概念的なものであるため、当該所得がどの種類の所得に該当するのか、その判断が困難な場合が少なくない。

そして所得は原則として「収入」から「必要経費」を控除して算出されるものであり、評価益は、外部からの収入自体が無いので、(それが実現する譲渡があった時に課税する。) 現行法上は所得課税の対象にしていない。

3、(本件に関係のある所得)

事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性・有償性を有し、且つ反復継続して遂行する意思と、社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得。

雑所得とは、法35条の雑所得の定義は、 から のいずれにも該当しない所得を言う。と定義していて意味のわからないものであり、かなり広い所得概念であります。

給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき、使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として、使用者から受ける給付である。

(利点欠点)

イ、事業所得・雑所得は、必要経費を控除できます。しかし雑所得は損益通算ができません。いくら必要経費が上回っても、雑所得の金額はゼロどまりです。

昔は損益通算が可能だったのですが、政治家が雑所得の大幅赤字申告を乱用したようで、昭和43年頃から現在のように通算ができなくなった(法69条)。

ロ、給与所得の有利なところは、給与所得控除があること(65万円差引)と事業税が課税されないこと。